

都留市自治基本条例の見直しについて

1. 都留市自治基本条例の検討について

本市は、協働のまちづくりを推進し、市民自治を実現するため、まちづくりの最高規範として都留市自治基本条例(以下「条例」という。)を平成 21 年 4 月に施行しました。条例第 38 条では、市は、5 年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとしていることから、条例施行から 5 年目となる本年度に条例の検討を行いました。

(1) 検討方法

市は、平成 25 年 9 月に「自治基本条例の検討に関する取組方針」を定め、庁内に設置した企画推進局自治基本条例推進班において、条例施行からこれまでの取組状況を取りまとめながら、検討を行いました。

また、12 月 4 日には、条例制定に関わった市民や地域のまちづくりを推進する市民等の参加により「都留市自治基本条例の推進に関する懇談会」を開催し、意見を聴きました。

(2) 自治基本条例の推進に関する懇談会での意見

懇談会では、主に次のような意見があげられました。

- 現時点では、条文の見直しということではなく、規定にそった取組をさらに進めることが重要。
- 市民への周知が進んでいないことから、あらためて周知が必要。
- 市の職員や議員の認識が不十分。
- まちづくりの場で地域住民と大学生とが交流をさらに深められるように協力してほしい。
- より多くの地域住民がまちづくりに関わるような工夫が必要。

2. 検討結果と今後の取組について

(1) 検討結果

条例の施行からこれまでに様々な取組が進められてきましたが、現時点では、市民への周知を強化することや条例の理念の実現に向けた取組をさらに推進することが必要であり、条例の規定を見直す段階ではないとの懇談会での意見等を踏まえ、条例の改正等の見直しは、行わないこととします。

(2) 今後の取組

懇談会で市民から寄せられた意見等を踏まえ、条例の周知の強化及び条例の理念実現に向け、今後、さらなる取組を進めることとします。

ア 条例の周知の強化

(ア) 各団体との連携や様々な情報媒体の活用により、市民に対し、効果的な周知に取り組みます。

(イ) 自治基本条例の理念を基に各施策が進められるよう、市職員等に対し、さらなる意識付けを図ります。

イ 条例の理念実現に向けた取組の推進

(ア) 子どもから高齢者まで、多様な市民が市政やまちづくりに関心を持ち、参加できるように制度を拡充します。

(イ) 市長の考えや政策が市民により伝わるよう、市長が直接地域に出向き、市民と懇談する機会を拡充します。

(ウ) 地域コミュニティの課題について検討し、対応策を講じていきます。

ウ 取組の推進体制

取組については、概ね5年(条例の次の見直し時期(平成30年))を目途に進めていきます。また、必要に応じて庁内に推進班を設置し、推進方法などを検討しながら効果的に実施することとします。